

## 高松家庭裁判所委員会（第18回）議事概要

### 1 日時

平成24年12月20日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

今村和彦，岡原剛，小野修一，川池陽子，木村泰昌，中山充，樋口清子，星川叔子，宮崎浩二

#### (2) 事務担当者

森首席家庭裁判所調査官，及川次席家庭裁判所調査官，鍵本主任家庭裁判所調査官，井上首席書記官，瀬戸主任書記官，下田事務局長，山西総務課長，櫻又総務課課長補佐

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 本日のテーマ「子どものいる夫婦の離婚調停について－民法改正及び家事事件手続法の施行を踏まえて－」に関する協議

ア テーマに関して，今村判事及び及川次席家庭裁判所調査官が説明した。

#### イ 意見交換

■ それでは，テーマに対する説明について，御意見や御質問などありましたら承りたい。

○ 民法改正によって，面会交流はどう変わっていくのか。どのような問題があるのか，もう少し説明いただきたい。

○ 面会交流は従前から行われてきたものの，難しい問題でもあり，また，その意義についての国民的コンセンサスが十分でなかったことから，まずは離婚の合意や金銭的な問題を先行させ，面会交流については後回しにする傾向があった。しかし，面会交流を求める人が増え，あるいは面会交流が円滑に行われることが子の利益になるとの考えが広まって，法制審議会で審議され，民法が改正されるに至った。改正法では，面会交流の問題を後回しにしない，早い段階で取り上げよう，ということになり，少なくとも，面会交流について決められないまでも話はしておこうということになった。

実務では，すでに試行的に行っており，離婚調停が難航する中で夫婦を子どもに目を向けさせるという良い面もある。

協議離婚のときでも面会交流について定めなさいということになっているのに，裁判所で行う離婚調停でこれを無視するということはできないので，ここが一番変わったところと言える。

● 面会交流の問題だけでなく，離婚紛争下の子どもの意思を早期に調停委員会が把握するようになった。子どもの意思を確認し，その意思を尊重することが求められているので，家裁調査官による調査を，積極的に行っていこう

と考えているところである。

- 離婚する場合、やはり妻が子どもを引き取るケースが多いのか。また、調停の結果、夫婦が仲直りをするということもあるのか。

家庭裁判所には、夫婦が仲直りをする原動力の場であってほしいと思う。

- ケースバイケースではあるが、妻が子どもを引き取るのが圧倒的である。夫婦が仲直りするというケースは、あるにはあるがレアケースである。というのも、離婚をすると決断し別居してから家裁にやってくるなど、どうにもならなくなって申立てをするケースが多く、夫婦関係が修復するというのは希である。しかしながら、そのようなケースに遭遇することは我々の喜びでもある。

- 家庭裁判所に対する印象として、最終的に解決してくれる場所という印象を持っている。

- 知人に離婚調停で悩んでいる人がいた。本人にしてみれば駆け込み寺というか、すがる思いで家庭裁判所に行ったが、役所的な冷たさを感じたということであった。家庭裁判所には、血が通ったというか、法律よりも心を大切にしてもらいたいと思う。

- 最近のドラマで、DVで逃げ出した妻が、離婚しだんだんと自立していく物語で、最後は面会交流の実現をめぐり、母親の心が揺れ動いたり、大人の付き合いができるまでに成長するというのがあった。DV、面会交流等の家庭問題が社会に認知されるようになったのだと思った。

本日の説明を受けて、面会交流は子どものためということだが、子どもの年齢によっても何が大切か違ってくるであろうし、難しいなと感じた。

面会交流は右肩上がりに事件が増加しているとのことであるが、相談機関がもっとあればと思うし、少しでも早い段階で解決するには、自分の考えを整理するために相談にのり、アドバイスしてくれる人がいればと思う。社会全体で考えなければならない部分が多く、課題が多いなと思った。

- 面会交流制度については、何となくは知っていたが、内容は全く知らず、本日は勉強になった。一般的に裁判所は白黒つける仕事をしているが、家庭内の紛争については、白黒はっきりつけるのではなく、もっと話し合いでと思うし、面会交流はまさにそういうことが必要な制度だと思う。

ひとつ気になったが、手続的なことで、新法では申立書の写しを相手方に送付するということであるが、例えばDV事案の場合などでは相手に情報を送るとそれでトラブルが起きることもあろうかと思う。手続保障は重要であるが、あらゆるものを送るというのは問題があるのではないか。

- 原則は相手方に送付することになるが、調停の円滑な進行を妨げるおそれがあるものは例外となる。住所などについてはセンシティブに情報をとっており、マスキングをしたり、相手に送付しても差し支えない住所を記載してもらうなど神経を使っている。また、子どもの学校、勤務先など、何を開示対象とし、何を開示しないのかについても気を使っている。

- 調停委員をした経験では、夫も妻も「子どもの面倒はみない」と言い出し

たことがあった。子どもを取り合うのはまだ幸せで、あの子どもはどうなったのだろうと思う。子どもも親も幸せにというのは難しい時代になったのかもしれないが、面会交流のことも取り上げながら調停を進めていくのは良いことだと思う。

■ 家庭裁判所では、面会交流も含めて離婚調停が成立する訳であるが、調停成立後、裁判所からのフォローはできていないのが実情である。その点も含めて御意見などお願いしたい。

○ 法テラスでの相談の経験であるが、4人のうち3人が子どもの引取りに関するものであった。相談を受ける立場としては、行政的にどのような手当があるのか分からないので、そういうものを知っておきたいと思う。

■ 調停成立後のフォローについては、履行勧告や面会交流の申立てがあればフォローできることもあるが、調停後のことについては分からないことが多い。これも大きな課題である。

○ 面会交流の意義について、本当にそのとおりに思う部分と、現実どうなんだろうと思う部分がある。本当に面会させなければならないのか、という点について十分に議論はされてきたのか。

○ 子どもの年齢の問題、性格の問題はあると思う。お金だけ送ってもらう方が良いという場合もあるし、親子が離れている時期も必要である。絶対に面会させなければならないというケースもあるだろう。

○ ケースバイケースではないかと思うが、新法は離婚するときには面会交流についても決めることになっている。事件によって、どのくらい柔軟に決められるのか、家庭裁判所だけの問題ではなく、社会全体でどうやっていくのかを考える、そういう議論をもっとしていく必要がある。

○ 離婚をして、「自分の子どもに対する養育費の責任は果たすが、子どもには会わない。」という父親がいた。それはそれで良いのであろうか。

○ 「あなたにとって子どもはいらないかもしれないが、子どもにとっては父親の存在が必要なのでは。」ということで説得はする。それでも会わないと言われれば、それを無理やり合わせるということはできない。

● 子どもにとって面会交流が必要なのだということは精一杯伝える。その後は、両親に考えてもらうということになる。

■ 本日の議論をより深め、面会交流に対する社会一般の在り方について、家庭裁判所も含めて考えていかなければならない。教育の問題にもつながるのかもしれないが、今後の課題とさせていただきたい。

以上で、本日の意見交換会を終了する。

### (3) 次回期日

平成25年6月27日（木）午後1時30分から開催することとした。